

山梨県過疎地域振興条例施行規則を次のように定める。

山梨県過疎地域振興条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県過疎地域振興条例(昭和四十五年山梨県条例第三十号。以下「条例」という。)に基づき、及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(過疎地域の要件)

第二条 [条例第二条](#)に規定する規則で定める要件は、次に定めるところによるものとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値(以下この条において「三十五年間の人口減少率」という。)が 0.15 以上であること。

ロ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値(次項において「二十五年間の人口減少率」という。)が 0.1 以上であること。

ハ 三十五年間の人口減少率が 0.1 以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口が国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口より減少していること。

二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が 0.42 以下であること。

2 前項に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により算定するものとする。

一 三十五年間の人口減少率及び二十五年間の人口減少率 小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。

二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値 小数点以下五位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

三 平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値 小数点以下二位未満を切り捨てて得た数値とする。

(昭五五規則一一・全改、平二規則一九・平一二規則六九・一部改正)

(過疎対策事業)

第三条 [条例第三条第一項](#)に規定する過疎対策事業で規則で定めるものは、次の各号に掲げる施設の整備事業とする。

一 市町村道

二 農道及び林道

三 前二号に掲げるもののほか、公共施設で知事が適当と認めるもの

(融通を受けることができる市町村の要件)

第四条 [条例第三条第一項](#)に規定する資金(以下「資金」という。)の融通を受けることができる市町村は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一 財政運営が健全であること。

二 償還能力が十分であり、かつ、将来の財政運営に支障がないこと。

三 前年度の地方税の徴収成績が良好であること。

(融通の方法)

第五条 資金の融通は、証書貸付けの方法により行なうものとする。

(借入れの申請)

第六条 資金の借入れの申請をしようとする市町村は、別に定める期日までに、過疎地域振興資金借入申請書([第一号様式](#))に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 過疎対策事業計画書([第二号様式](#))

二 事業の設計書又はこれに代わる概要書

三 事業の施行箇所等を明確に図示した地図

(平一五規則四七・一部改正)

(融通の内定)

第七条 知事は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、その内容を検討したうえ、融通額を内定し、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(借入れの申込み)

第八条 前条に規定する融通の内定の通知を受けた市町村は、過疎地域振興資金借入申込書(第三号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 関係予算の写し
 - 二 工事請負業者等との契約書の写し
 - 三 完成検査調書又はこれに代わる書類
 - 四 過疎対策事業実施状況調書(第四号様式)
- (平一五規則四七・一部改正)

(融通の決定)

第九条 知事は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、融通額を決定し、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(資金の融通)

第十条 前条に規定する融通の決定の通知を受けた市町村は、過疎地域振興資金借用証書(第五号様式)に償還年次表(第六号様式)を添えて知事に提出し、資金の融通を受けるものとする。

(償還期日)

第十一条 元利償還金の償還期日は、毎年九月三十日(その日が土曜日に当たるときは、十月二日)とする。
(平元規則一・一部改正)

(繰上償還)

第十二条 資金の融通を受けた市町村(以下「借入市町村」という。)が、資金の繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の二十日前までに過疎地域振興資金繰上償還申請書(第七号様式)を知事に提出するものとする。

(元利補給金の額)

第十三条 条例第五条に規定する規則に定める額は、毎年度、借入市町村が支払った当該年度分の元利償還金のうち、平成十五年度以前に融通額を決定された資金に係る元利償還金の額に百分の四十を乗じて得た額と平成十六年度以後に融通額を決定された資金に係る元利償還金の額に百分の三十五を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(昭五一規則六四・平一六規則五・一部改正)

(元利補給金の交付の申請)

第十四条 条例第五条に規定する元利補給金の交付を受けようとする借入市町村は、毎年十月三十一日までに、過疎地域振興資金元利補給金交付申請書(第八号様式)を知事に提出しなければならない。

(元利補給金の交付)

第十五条 知事は、前条に規定する書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、元利補給金を交付すべきものと認めたときは、毎年十一月中に交付するものとする。

(実地検査等)

第十六条 知事は、必要があると認めるときは、借入市町村の資金の使用又は融通の対象となつた事業の実施の状況について、実地に検査し、又は関係資料の提出を求めることができる。

(過疎地域の特例)

第十七条 この規則は、平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、[第二条第一項](#)中「昭和三十五年の人口から」とあるのは「第十七条に規定する国勢調査が行われた年(以下「基準年」という。)から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口から」と、「平成七年」とあるのは「基準年」と、「昭和三十五年の人口で」とあるのは「基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口で」と、「〇・一五」とあるのは「〇・一五を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「昭和四十五年」とあるのは「基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「〇・一以上であること」とあるのは「〇・一を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値以上であること」と、「〇・一以上であつて」とあるのは「〇・一を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値以上であつて」と、[同項第二号](#)中「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第十七条に規定する国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前三箇年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(平一二規則六九・全改、平一六規則五・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平八規則一八、旧附則・一部改正)

(元利補給金の額の特例)

2 当分の間、オウム真理教対策を行う借入市町村で知事が特に必要と認めたものに係る第十三条の規定の適用については、同条中「百分の四十」及び「百分の三十五」とあるのは、「百分の九十」とする。

第3号様式(第8条関係)
(平15規則47・一部改正)

山梨県知事

殿

年 月 日

市町村長

印

年度過疎地域振興資金借入申込書

年 月 日付け 第 号で内定のおつた 年度過疎地域振興資金を次のとおり借入れをした
いので、別紙書類を添えて申し込みます。

- 1 借入金額 千円
2 事業名

第4号様式(第8条関係)
(平15規則47・全改)

過疎対策事業実施状況調書

市町村名
(単位 千円)

| 事業名 | 総事業費 | 年度事業費 | 財源内訳 | | | | | 契約の方法 | 契約年月日 | 工期 | 完成年月日 | 進捗率% | 経費支出状況 | | | 備考 |
|-----|------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|----|-------|------|---------|-----|----|----|
| | | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他特財 | 振興資金 | 一般財源 | | | | | | 支払区分 | 年月日 | 金額 | |
| | | | | | | | | | | | | | 前金出来高精算 | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |

第5号様式
(昭45規則40・一部改正)

年 月 日

山梨県知事 氏名殿

市町村長 氏名印

過疎地域振興資金借用証書

金 円也

上記の金額を次の条件により借用しました。

- 資金年度 年度
 - 借入金の用途
 - 利率 年6.5パーセント。ただし、金利情勢の変動に応じて変更されてもさしつかえありません。
 - 利息 利息は、借入の翌日から計算するものとします。
- 支払期日までの期間が1箇年に満たない利息は、日割計算によるものとします。

| | |
|-------------|---|
| 5 元利金の支払の方法 | 借入金の償還は、10年の元金均等償還の方法によりますが、千円未満の端数があるときは、その端数の額を最終の償還期日に償還することとし、別表償還年次表のとおり償還します。 |
|-------------|---|

- 6 繰上償還 (1) 借入金の全部または一部を繰上償還することができるものとします。この場合は、繰上償還しようとする日の20日までに繰上償還申請書を知事に提出します。
(2) 次の各号の一に該当する場合において、借入金の全部または一部の繰上償還を求められたときは、繰上償還します。
(ア) 借入金の対象となつた事業の全部または一部を実施しないとき。
(イ) 借入金を目的外の用途に使用したとき。
(ウ) 借入金の元利償還金の支払を怠つたとき。
7 延滞金 償還期日に元利金の全部または一部の支払を怠つた場合は、延滞元利金に対し償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合による延滞金を支払います。

| | |
|------------|----------|
| 8 元利金の支払場所 | 山梨中央銀行 店 |
|------------|----------|

- 9 調査 借入金の使用状況について、実地に検査し、または関係資料の提出を求められた場合は、その指示に従います。

第6号様式(第10条関係)
(平元規則1・一部改正)

| 償還年次表 | | | | | |
|-------|---------|-------|-------|--------|---|
| 借入額 | | 千円 | | 利率6.5% | |
| 年度 | 元利金支払期日 | 未償還元金 | 償還所要額 | | |
| | | | 元金 | 利子 | 計 |
| 年度 | 年 月 日 | 千円 | 円 | 円 | 円 |
| 年度 | 年 月 日 | | | | |
| 合計 | | | | | |

第7号様式

文書番号
年 月 日

山梨県知事 氏名殿

市町村長 氏名印

過疎地域振興資金繰上償還申請書

上記資金を次のとおり繰上償還します。

| 資金の年度区分 | 借入年月日 | 当初借入額 | 現在額 | 繰上償還額 | 繰上償還日 |
|---------|-------|-------|-----|-------|-------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 | |

繰上償還の理由

第 8 号様式(第 14 条関係)
(平 16 規則 5・全改)

年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

印

年度過疎地域振興資金元利補給金交付申請書
年度過疎地域振興資金元利補給金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

| 借入額 | 借入年月日 | 未償還元金 | 年度分元金償還額及び利子支払額 | | |
|---------------------|-------|-------|-----------------|----|-----|
| | | | 元金 | 利子 | 合計 |
| 円 | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 小計(平成 15 年度以前融通決定分) | | | | | (a) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 小計(平成 16 年度以後融通決定分) | | | | | (b) |
| 合計 | | | | | |

元利補給金交付申請額 金 千円

計算式
$$\left((a) \times \frac{40}{100} + (b) \times \frac{35}{100} \right) \times \frac{1}{1000}$$